

令和 8 年度事業計画

一般社団法人千葉県消防設備協会

近年の災害は多様化、大規模化しており、昨年 2 月には岩手県大船渡市で平成以降日本最大規模の山火事が発生し、その後も、北陸・中国・九州地方での低気圧と前線にともなう大雨による災害など、全国各地で「前線・低気圧型の大雨」「台風による風水害」「大雨・土砂災害」などの大きな自然災害が、11 月には大分市で強風により 190 棟以上が被災した大規模都市火災が発生しました。

こうした中、地域社会を取り巻く環境は大きく変わっており、安全・安心な地域づくりには、消防機関等専門機関のみならず地域の住民、企業、団体などの幅広い主体の平時からの取組みと地域の自然的・社会的状況に対応した総合的な防災・減災対策が不可欠となっております。

当協会は、国、県をはじめ各消防機関、地域の防火防災団体等と連携・協力し防火防災意識の定着や自主的な防火防災の取組みを助け、災害が少しでも減少する安全安心な地域づくりへの協力支援に努めます。

また、消防法において予防体制の基本となる防火及び防災管理者の資格取得を支援する講習会を積極的に開催するとともに、地域住民の安全安心な社会生活を支える消防設備等点検制度の周知拡大を図ります。

協会会員には、消防用設備等の工事又は整備の専門業者として、点検技術力・工事力のスキルアップや倫理意識の改革・向上のための講習会等を充実して参ります。

今後とも協会の目的である消防用設備等の維持管理の適正化、防火防災思想の普及等に努め、社会公共の福祉の向上に努めます。

I 公益目的事業

- 1 消防設備士義務講習 6 回（9 月・2 月）
消防法に定める「消防設備士講習」業務を千葉県から受託し開催します。
講習区分：消火設備、警報設備、避難設備・消火器
- 2 火災予防啓発事業
 - (1) 火災予防啓発協賛事業
 - ア 県下の消防本部(局)等が主催する防火防災フェア等に参加・協賛し、消防用設備等の整備及び維持管理の重要性や防火防災思想の普及啓発を行うとともに当協会及び消防設備業界を広報します。
 - イ 消防本部(局)が主催する火災予防ポスター展に協賛し、優秀作品を表彰します。

(2) 消防用ホース洗浄機贈呈事業

消防用ホースの洗浄等を効果的・効率的に行う洗浄機を野田市消防本部に寄贈します。

(3) 消火器補てん事業

火災発生時に自己所有の消火器を使用した消火協力者に消火器を補てんし、防火対策を支援します。

(4) 消防設備等点検報告率向上に係る連携事業

県内消防本部（局）と連携協力して、点検報告率の向上を図ることを目的とした事業を実施します。

3 重要文化財等の重要施設点検整備事業

県指定有形文化財等の管理者に消火器等を贈呈した消火器等の点検整備を行い、文化財等の保存を支援します。

4 設備点検調査事業

点検制度の向上を目的として、消防設備の管理者等からの依頼を受け点検実施時の立会や点検済状況の確認を行います。

5 表彰事業

(1) 千葉県消防設備協会会長表彰

ア 消防用設備等の保守業務等功労（個人）表彰

イ 消防用設備等の優良会員（事業所）表彰

ウ 優良ラベル会員（事業所）表彰

(2) 千葉県知事表彰の候補者の推薦（文化の日千葉県功労者表彰）

(3) 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰の候補者の推薦

(4) 総務大臣及び消防庁長官表彰の候補者の推薦

6 広報事業

(1) ホームページを適宜更新し、会員、消防機関、県民に分かりやすい新鮮な情報を提供します。

(2) 消防機関等の各種行事において、地域住民に消防用設備等の重要性や協会の広報を行います。

(3) 消防関係機関の広報誌に、協会の周知と点検済表示制度の普及啓発の広報を行います。

II 収益等事業

1 講習会開催事業

(1) 防火・防災管理講習 67 回

消防法で定める「甲種防火管理新規講習」等の各種講習を一般財団法人日本防火・防災協会から受託し、各消防本部（局）の協力を得て開催します。

ア	甲種防火管理新規講習	(2日間の講習)	40回
イ	甲種防火管理再講習	(半日の講習)	7回
ウ	甲乙同時防火管理講習	(2日間の講習)	6回
エ	防災管理新規講習	(1日の講習)	1回
オ	防火・防災管理新規講習	(2日間の講習)	9回
カ	防火・防災管理再講習	(半日の講習)	4回

(2) 点検資格者講習 4 回

消防庁告示に定める「消防設備点検資格者講習」及び「消防設備点検資格者再講習」業務を一般財団法人日本消防設備安全センターから受託し講習を開催します。

ア	本講習	1種・2種	各1回	11月
イ	再講習	1種・2種	各1回	12月

(3) 消防設備士受験者講習会 (消防設備協同組合と共催)

消防設備士試験を受験する者を対象に、消防法令と実技の講習を2回開催します。

2 消防用設備等点検済表示制度推進事業

(1) 点検済票（ラベル）の普及促進

ア	会員登録 更新	100 件
イ	点検済票の交付	75 万枚以上
ウ	実務講習会	1 回 (11 月、消防庁へ依頼)
エ	点検済票貼付状況確認	県内大規模特定用途を対象
オ	広報 消防機関、関係団体、講習受講者にパンフレット等を配布	

(2) 点検済表示制度委員会

点検済表示登録会員の登録及び更新の審査、点検済表示制度の普及促進対策、不適正使用の防止対策、各種相談事例の対応等を検討するため、点検済表示制度管理委員会及び推進委員会を開催します。

3 防火・防災セイフティマークの普及

消防機関からの認定書等により、特定防火対象物に防火基準点検済証、防火優良認定証のセイフティマークを頒布します。

Ⅲ 法人活動事業

協会活動に資するための事業

- 1 総会、理事会等を開催します。
- 2 総務、財務、事業の各委員会を適宜開催します。
- 3 県、一般財団法人日本消防設備安全センター及び関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会等の諸会議及び諸行事に出席し、情報収集や意見交換等を行います。